

生徒心得

1 校内生活

- (1) 始業5分前までに登校して定められたHR教室に入り、着席する。
- (2) 欠席、遅刻、早退、忌引等は、事前に保護者からHR担任に連絡する。
- (3) 遅刻した場合は、職員室において「遅刻届」を記入の上、HR担任又は学年部等の教員の捺印を受け、授業に参加する。
※公共交通機関の遅れによる遅刻の場合は、必ず「遅延証明書」を発行してもらい、それをHR担任又は学年部等の教員に提出する。
- (4) 早退する時は「早退願」に記入の上、HR担任又は学年部等の教員の捺印を受けて早退する。また、帰宅後、すぐに学校へ連絡する。早退願は保護者の捺印を受け、次の登校時にHR担任に提出する。
※早退願記入→HR担任又は学年部等の教員印→保護者印→HR担任
- (5) 授業を欠課する時は、事前にHR担任及び授業担当の教員の許可を得る。
- (6) 始業から放課（8：30～15：35）までは許可なく校外に出ない。やむを得ない理由がある場合は「外出許可証」に記入の上、HR担任又は学年部等の教員が署名、捺印した後、外出する。
- (7) 通常時は16：45までに下校する。部活動、生徒会活動等を行う場合は、担当教員の指導のもとに活動し、活動終了後はすみやかに下校する。
- (8) スマートフォン等は始業から放課まで（8：30～15：35）使用禁止とする。必ず電源を切りカバンにしまっておく。
- (9) 学校生活に不必要な物品、高額な金銭、貴重品を持ち込まない。
- (10) 生徒間で金銭の貸借はしない。
- (11) 自己の所有物には必ず記名する。
- (12) 学校の備品及び施設設備等を使用する場合は、担当教員の許可を得る。
- (13) 学校の備品及び施設設備等を破損した場合は、HR担任及び担当教員にすぐに届け出る。破損理由によっては弁償の責任をもつ。
- (14) 拾得物、紛失物のあるときは届け出る。
- (15) 印刷物の配布、掲示、募金等を行う場合は担当教員の許可を得る。

2 校外生活

- (1) 常に社会のルール及びマナーを守り、決して法律及び条例等に反することのないよう良識をもった行動をする。
- (2) 交通法規及び交通マナーを必ず守り、事故に十分注意する。
- (3) 事故が起きた場合、補導、交通指導等を受けた場合は、直ちにHR担任及び生徒課の交通指導担当に届け出る。交通事故の場合は、必ず警察にも届け出ること。
- (4) 深夜外出（22：00以降）、無断外泊をしない。
- (5) 祭典への参加は許可制とする。
- (6) アルバイトは一定の条件のもとに許可制とする。別に定める「アルバイト許可条件」に基づき許可する（別紙3）。
- (7) 普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車の運転免許の取得は禁止する。ただし、進路が決定した3年生については、別に定める許可条件に基づき普通自動車に限り許可する（別紙4）。
- (8) 携帯電話・スマートフォン等を用いて、SNS（インターネット）を利用する際には、ルール及びマナーを守り、細心の注意を払う。

3 頭髪等

- (1) 髪型は、高校生らしく、清潔感と品位を保つこと。
- (2) 頭髪のあらゆる加工（染色、脱色、パーマ、カール、エクステンション等）を禁止する。
なお、ドライヤー又はアイロン等の使用により髪が変色した場合や整髪料で著しく加工した場合も指導対象となる。
- (3) 奇抜な髪型（極端な刈り込み、左右非対称、剃り込み等）を禁止する。

- (4) 男子の頭髪は、前髪が目にかからない、横髪が耳にかからない、後髪が襟にかからない程度の長さとする。また、髪全体のバランスを整える。※年度当初に具体的に指示する。
- (5) 女子の頭髪は、前髪は目にかからない長さとする。※年度当初に具体的に指示する。
- (6) 眉毛の過度の加工（剃り込み、ラインを入れる等）を禁止する。
- (7) 化粧（ファンデーション、色つきリップクリーム、アイシャドウ、マニキュア、眉毛書き、アイプチ、カラーコンタクト等）を禁止する。
- (8) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、髪飾り等のアクセサリ類は一切禁止する。ピアスについては、身体のかなる場所でも穴を空けることを禁止する。
- (9) 治療を目的としない整形（美容整形等）は禁止する。
- (10) タトゥー（刺青）は、身体のかなる場所でも施すことを禁止する。

4 服装

- (1) 学校規定の制服及び許可されているものを正しく身につける。
- (2) 登下校時の靴は、黒又は茶色のローファー、運動靴（スニーカー等）とする。かかとを踏みつぶさないこと。上履きは学校指定のものとする。
- (3) 登下校時及び授業、集会等では制服を着用する。ただし、特別な事情がある場合は「異装願」をHR担任に提出して許可を得る。なお、学校行事、部活動等において、HR担任又は担当教員等から服装について特別に指示があった場合は、その指示に従う。
- (4) 男子の服装の詳細については、別に「制服着用規定」に定める（別紙1）。
- (5) 女子の服装の詳細については、別に「制服着用規定」に定める（別紙1）。
- (6) 11月～4月を冬服期間、6月～9月を夏服期間、5月・10月を移行期間とするが、気候や体調等を考慮して適宜冬服や夏服を選択して着用して良い。ただし、式典・集会・学校行事等は別途指示による。「制服着用規定」を参照のこと。
- (7) 防寒具等について12月～3月は以下のものを許可する。ただし、それぞれの期間については気候等を考慮して適宜変更することがある。
 - ア 登下校時のみ許可（昇降口で着脱し、校舎内での着用は認めない）
 - (ア) コート（色、形状とも華美でないもの）
※コートの代わりに、部活動で指定された防寒着（ウィンドブレーカー等）の着用も認める。
 - (イ) マフラー、手袋等（色、形状とも華美でないもの）
 - イ 教室内のみ許可（テスト受験時は不可）
 - (ア) 膝掛け

5 登下校時等における交通安全

- (1) 交通社会の一員として、交通法規及び交通マナーを遵守する。
- (2) バス・電車等の公共交通機関を利用する際は、ルール及びマナーをしっかりと守り、他の利用者及び運転手等の方々の迷惑になるような言動・行動をしない。
- (3) 自転車を運転する際は、交通法規及び交通マナーを遵守し、時間にゆとりを持って運転する。なお、自転車通学については別に定める「自転車通学許可条件」に基づき許可する（別紙2）。

6 非行行為の禁止

- (1) 以下の行為と、その幫助及び同席については、学校として適切に指導するとともに厳しく反省を求める。
 - ア 怠学（無断欠席、無断遅刻、無断早退）、怠業（無断欠課）
 - イ 服装・頭髪等の身なりの違反
 - ウ 授業態度不良、指導無視、指導妨害、暴言等
 - エ テスト受験及び課題提出に関わる不正行為
 - オ 物品・チケット等の無断販売
 - カ 無届アルバイト（許可条件外での就業も含む）
 - キ 深夜外出（22：00以降）、無断外泊
 - ク 飲酒、喫煙、喫煙具所持 たばこ類似品も同様とする

- ケ 賭博行為
- コ 不健全娯楽施設（パチンコ、クラブ、風俗営業店等18歳未満入場禁止施設）への入場等
- サ 交通法規違反
- シ 自動車等（普通・二輪・原付等）の免許無断取得、自動車教習所等への無届入所
- ス 自動車等（普通・二輪・原付等）の運転及び友人等（高校生年代）の運転車両への同乗
- セ 自動車等（普通・二輪・原付等）による暴走行為等
- ソ 故意による公共物（学校の備品、施設設備等）の破損
- タ 暴力行為、けんか等
- チ いやがらせ、脅迫、たかり、金品強要等
- ツ インターネットの不適切な利用（特にスマートフォン等によるSNS等）
- テ 不良交遊、不純異性交遊
- ト 有害玩具・凶器等の所持
- ナ 窃盗（万引き等）
- ニ 薬物乱用
- ヌ その他（法律及び条例等に違反すること、刑事事件に関わること等）

7 届出に基づく許可事項

(1) 届出事項

- ア 欠席する場合（保護者から連絡）
- イ 遅刻する場合（保護者から連絡、遅刻届）
- ウ 忌引の場合（保護者から連絡）
- エ 住所、姓名、保護者等に変更があった場合（身上変更届）
- オ 拾得物があった場合、遺失物があった場合（遺失届）
- カ 学校の備品、施設設備等を破損又は紛失した場合（施設設備等破損・紛失届）
- キ 盗難・破損の被害にあった場合（盗難・破損被害届）
- ク 事故にあった場合（事故報告書）
- ケ 補導・交通指導を受けた場合
- コ 学校感染症第二種、第三種に感染した場合（保護者から連絡）
- サ 海外旅行をする場合（海外旅行届）

(2) 許可事項

- ア 退学、休学、留学、転学、復学する場合（退学願、休学願、留学願、転学願、復学願）
- イ 各種証明書の交付を受けようとする場合（証明書許可願）
- ウ 旅客運賃割引証の交付を受けようとする場合（旅行許可願、学割発行申込書）
- エ 早退する場合（早退願）
- オ 始業から放課までの間（8：30～15：35）に校外に外出する場合（外出許可証）
- カ 特別な事情で異装する場合（異装願）
- キ 学校の備品及び施設設備等を使用する場合
- ク 印刷物の配布、掲示等を行おうとする場合（許可印）
- ケ 募金活動をしようとする場合（募金活動願）
- コ 自転車通学をする場合（別紙2「自転車通学許可条件」に基づく）
- サ アルバイトをする場合（別紙3「アルバイト許可条件」に基づく）
- シ 祭典に参加しようとする場合（自治会発行の祭典参加願）
- ス 普通自動車免許を取得しようとする場合（別紙4「普通自動車（準中型自動車）運転免許取得許可条件」に基づく）
- セ 学校感染症第二種、第三種に感染した後、登校しようとする場合（「登校許可証明書」「インフルエンザ罹患証明書」※医師の診断結果に基づく記名及び押印が必要。）

1 男子制服着用規定

- (1) ジャケット（学校指定）
- (2) スラックス（学校指定冬用と学校指定夏用があるので、希望する物を購入すること）
 - ア ベルトを必ず着用する。
 - イ 正しい位置で着用し、下げて着用しない。
- (3) ベルト
 - ア 色：黒又は茶色
 - イ 材質：皮革又は合成皮革又は布
 - ウ 形状：幅 2～3 cm 程度。穴は一行。金属等の装飾は不可。バックルは大きすぎないこと。
- (4) 靴下
 - ア 色：白、黒、紺、グレー
 - イ 柄：基本的に無地、派手でないもの
- (5) 長袖・半袖ボタンダウンシャツ（学校指定）
 - ア 裾はスラックスの中に入れる。
 - イ ネクタイを着用する場合は、第一ボタンまで留める。
 - ウ ネクタイを着用しない場合は、第一ボタンは開けてもよい。
 - エ 長袖ボタンダウンシャツの袖のボタンは、原則として留める。
- (6) ネクタイ（学校指定 大サイズ）
 - ア シャツの第一ボタンを留めて着用する。
 - イ ジャケット・セーター着用時は、必ずネクタイを着用する。
- (7) ポロシャツ（学校指定）※希望購入
 - ア 裾はスラックスの中に入れなくてもよい。
 - イ 第一ボタンは開けてもよい。
- (8) セーター（学校指定）※希望購入
 - ア ジャケットの下に着用する。セーター着用時も、ワイシャツ、ネクタイは必ず着用する。

2 男子制服の夏服、冬服について

◎各自で制服として認められた服装を選択することができる。ただし、入学式・卒業式等の式典では学校が統一の服装を指定する。ジャケット・セーター着用時はネクタイを着用する。

- (1) 冬服
 - ジャケット、スラックス、長袖ボタンダウンシャツ、ネクタイ、セーター（※希望購入）
- (2) 夏服
 - スラックス、半袖ボタンダウンシャツ又は長袖ボタンダウンシャツ又はポロシャツ

3 女子制服着用規定

(1) ジャケット（学校指定）

(2) スカート又はスラックスを選択して着用する。

(i) スカート（学校指定冬用と学校指定夏用があるので、希望する物を購入すること）

ア 長さは膝が隠れる程度（膝の上半分が出ない丈が上限）とする。

イ ウエスト部分での巻上げや、裾上げをしてはならない。

ウ 学校の許可を受けずに、ベルト、サスペンダー等を使用することを禁止する。

(ii) スラックス（学校指定冬用と学校指定夏用があるので、希望する物を購入すること）

ア ベルトを必ず着用する。（ベルトの色・材質・形状は男子と同様とする）

イ 正しい位置で着用し、下げて着用しない。

(3) 靴下

ア 色：白、黒、紺、グレー

イ 形：ルーズソックスは禁止する。

ウ 柄：無地又はワンポイント

エ ストッキング、タイツ（レギンス等は不可）は、黒又は紺又はベージュとする。

(4) 長袖・半袖ボタンダウンブラウス（学校指定）

ア スカート着用の場合、裾はスカートの中に入れなくてもよい。

スラックス着用の場合、裾はスラックスの中に入れる。

イ ネクタイを着用する場合は、第一ボタンまで留める。

ウ ネクタイを着用しない場合は、第一ボタンは開けてもよい。

エ 長袖ボタンダウンシャツの袖のボタンは、原則として留める。

(5) ネクタイ（学校指定 中サイズ・小サイズ）

ア シャツの第一ボタンを留めて着用する。

イ ジャケット・セーター着用時は、必ずネクタイを着用する。

(6) ポロシャツ（学校指定）※希望購入

ア 裾はスカート・スラックスの中に入れなくてもよい。

イ 第一ボタンは開けてもよい。

(7) セーター（学校指定）※希望購入

ア ジャケットの下に着用する。

イ セーター着用時もブラウス、ネクタイは必ず着用する。

4 女子制服の夏服期間、冬服期間、移行期間について

◎各自で制服として認められた服装を選択することができる。ただし、入学式・卒業式等の式典では学校が統一の服装を指定する。ジャケット・セーター着用時はネクタイを着用する。

(1) 冬服

ジャケット、スカート又はスラックス、長袖ボタンダウンブラウス、ネクタイ、セーター（※希望購入）

(2) 夏服

スカート又はスラックス、半袖ボタンダウンブラウス又は長袖ボタンダウンブラウス又はポロシャツ

＜自転車通学許可条件＞

別紙 2

- 1 自転車通学は年度ごとの許可制とし、各年度 4 月に許可（更新）手続きをする。
- 2 許可条件が満たされた生徒は、許可願を提出し、許可ステッカーの発行を受け、通学で使用する自転車の後輪泥除け部に貼付する。
- 3 通学が許可された場合でも、下記の許可条件を満たさなくなった場合、交通法規等を守れない場合、自転車の整備が行き届いていない場合（変形ハンドル、ハブステップ装着等を含む）等は、許可を取り消すこともある。
- 4 許可条件
 - （1）自転車安全整備店において、通学に使用する自転車の点検を受け、「T S マーク」（1 年間有効）を貼付する。※T S マークに加え、任意保険に加入することが望ましい。
 - （2）防犯登録をする。
 - （3）鍵がかかる。ツーロックを推奨する。
 - （4）変形ハンドル、ハブステップが装着されていない。
 - （5）レインコートを用意し、必ず記名をする。
- 5 その他
 - （1）安全のため、ヘルメット着用を推奨する。
 - （2）鍵は 2 ヶ所以上かけることを推奨する。

【許可条件】

- (1) 申請をして学校の許可を得た者であること。保護者の承諾を得ること。
- (2) 学業成績が評価平均3.0以上かつ「1」がないこと。1年生1学期はアルバイト禁止とする。
※許可後であっても条件を満たさない場合は、即座に許可を停止、次学期も停止する。ただし、長期休業中は許可をする。(長期休業中は欠点再試験後に許可をする。)
- (3) 学期の欠席10、遅刻・早退の合計が10を超えないこと。
※許可後であっても超えた場合は即座に許可を停止、次学期も停止する。
ただし、長期休業中は許可をする。
- (4) 学習(家庭学習課題、課題テスト等)、学校行事、部活動、補習、進路等に支障がないこと。
- (5) 生活態度(服装・頭髪、言動等)に問題がないこと。

* 許可後であっても、上記の条件を1つでも満たさなくなれば、その時点でアルバイトの許可が取り消されます。また、以後、アルバイトの許可が困難になります。

【就業条件】

- (6) アルバイト中は許可証を常に携帯していること。
- (7) 業務内容が危険又は有害な業務、酒席に関わる業務、ギャンブルに関わる業務、バー・クラブ等の特殊な遊興的接客業ではないこと。{労働基準法(特に6章)や風営法に抵触しないこと。}
- (8) 就業時間は午後9時を限度とする。
- (9) 定期テスト1週間前、定期テスト期間中はアルバイトを禁止とする。
- (10) 許可期限は年度末までとし、次年度以降継続の場合は継続申請する。

* 以上就業条件に違反があった場合、アルバイトの許可が取り消されます。

- 1 普通自動車（準中型自動車を含む。以下同じ。）、自動二輪車、原動機付自転車等の運転免許の取得は禁止する。ただし3年生については下記に定める許可条件に基づき普通自動車運転免許（準中型自動車免許を含む。以下同じ）に限り取得を許可する。
- 2 普通自動車運転免許取得許可条件
 - (1) 自動車教習所等への入所許可は、以下に定める条件を遵守し、正当な手続きをした者のみ、3年生の2学期末試験終了時から認める。
 - (2) 進路未決定者は、原則として許可しない。
 - (3) 成績不振者については許可しない。
 - ア 許可期日までに、評定「1」が解消されていない者は、それが解消されるまで許可日を延期する。
 - イ 許可日以降に評定「1」がついた者は、それが解消されるまでの期間の通所を禁止する。
 - (4) 自動車教習所等への通所の際は、必ず「普通自動車運転免許取得許可証」を携行する。
 - (5) 授業、学校行事、補習等を最優先する。自動車教習所等への通所及び運転免許試験の受験等を理由にした欠席、遅刻、早退等は認めない。
 - ア 自動車教習所等への通所、運転免許試験の受験等は平日も認めるが、通所及び受験等の「禁止日」について、改めて学校から指示があった場合は、その指示に必ず従うこと。
 - イ 学年末試験1週間前から自動車教習所等への通所、運転免許試験の受験等を禁止とする。また、学年末試験最終日より通所及び受験等を認める。
 - (6) 免許を取得した場合は、直ちに学校へ連絡する。また、免許証は必ず保護者が保管する。
 - ア 卒業式前に免許を取得した場合は、直ちにHR担任に連絡をする。
 - イ 免許証は卒業まで保護者が責任を持って保管する。
 - (7) 免許取得後も自動車・原動機付自転車の運転は禁止する。
 - (8) 問題行動があった場合や許可規定違反については、免許取得の許可を取り消す。
- 3 手続き
 - (1) 「普通自動車運転免許取得許可願」及び「普通自動車運転免許取得許可証」の用紙を受け取る。
 - (2) 自動車教習所で「普通自動車運転免許取得許可証」の必要箇所に記入、押印してもらう。
 - (3) 「普通自動車運転免許取得許可願」及び「普通自動車運転免許取得許可証」に必要事項を記入し、保護者が署名、捺印をしてから、HR担任に提出する。
 - (4) 上記の書類が回覧され、関係教員全員の承認を受けた後、「普通自動車運転免許取得許可証」が発行される。